

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる幕別町が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又はその他の水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- (2) 指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- (3) 水防管理者
水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- (4) 消防機関
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
- (5) 消防機関の長
消防本部を置かない幕別町にあつては消防団長をいう（法第2条第5項）。
- (6) 水防団
法第6条に規定する水防団をいう。
- (7) 量水標管理者
量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
道の水防計画で定める量水標管理者は、道の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- (8) 水防協力団体
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水又は津波により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は道の機関が、洪水又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

町長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安となる水位であり、町民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(16) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上

特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。



第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

町は、幕別町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 幕別町の責務

町は、水防管理団体でありかつ知事が指定する指定水防管理団体である。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑦ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑧ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑨ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑩ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑪ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑫ 公用負担（法第28条）

- ⑬ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑮ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑯ 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑰ 消防事務との調整（法第 50 条）

※法第 15 条の 2（地下街等）、第 34 条（水防協議会）、第 36 条（水防協力団体）、第 40 条（水防協力団体）については、本町において該当しない。

(2) 幕別町防災会議の責務

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）

(3) 北海道（十勝総合振興局及び帯広建設管理部）の責務

道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ④ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑤ 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑥ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
- ⑦ 洪水予報又は水位到達情報の通知の町長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑧ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑨ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑩ 水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑪ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑫ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑬ 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑭ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑮ 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
- ⑯ 北海道大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）

(4) 国土交通省（北海道開発局帯広開発建設部）の責務

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④ 洪水予報又は水位到達情報の通知の町長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑤ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑥ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）

- ⑦ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
 - ⑧ 重要河川における都道府県知事などに対する指示（法第31条）
 - ⑨ 特定緊急水防活動（法第32条）
 - ⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑪ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
 - ⑫ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (5) 気象庁（札幌管区气象台、釧路地方气象台、帯広測候所）の責務
- ① 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (6) 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第24条）
水防管理者（町長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
 - ② 水防通信への協力（法第27条）
何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

3 水防計画の作成及び変更

町長は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、幕別町防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、町長は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。ゆえに、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、内水又は津波のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また、町長は、水防団自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。